

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成19年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成19年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」及び「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業及び政治・経済・文化団体）」に分類された1,191の事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から183事業所を無作為に抽出のうえ、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係の調査職種490人、初任給関係以外の調査職種8,157人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、77,667人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	159事業所	62事業所	60事業所	37事業所
鉱 業 ， 建 設 業	7	4	2	1
製 造 業	93	34	30	29
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業，運輸業	24	8	10	6
卸 売 ・ 小 売 業	10	3	6	1
金融・保険業，不動産業	9	5	4	0
医療，福祉，教育，学習支援業 サ ー ビ ス 業	16	8	8	0

(注) 1 上記のほか，実地調査に際し，調査不能の事業所が24あった。

2 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。

第14表 企業規模別、職種別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	13	51.9	760,175	1,525	758,650
	工 場 長	10	53.5	745,392	479	744,913
	事 務 部 長	178	52.9	601,864	851	601,013
	技 術 部 長	194	52.3	663,464	546	662,918
	事 務 部 次 長	46	52.6	598,970	0	598,970
	技 術 部 次 長	16	51.8	578,199	138	578,061
	事 務 課 長	423	49.3	532,046	3,765	528,281
	技 術 課 長	561	47.2	547,815	4,340	543,475
	事 務 課 長 代 理	142	45.6	482,596	8,518	474,078
	技 術 課 長 代 理	196	45.8	523,970	8,952	515,018
	事 務 係 長	566	45.4	453,647	49,266	404,381
	技 術 係 長	588	44.5	482,669	65,180	417,489
	事 務 主 任	368	40.8	397,500	62,186	335,314
	技 術 主 任	414	41.9	452,746	92,657	360,089
	事 務 係 員	1,864	34.6	299,658	40,341	259,317
技 術 係 員	1,363	32.8	335,498	65,330	270,168	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上 500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄 参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	

2 規模500人以上

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11 ^人	53.3 ^歳	762,894 ^円	1,965 ^円	760,929 ^円
	工 場 長	8	54.0	760,825	602	760,223
	事 務 部 長	115	53.2	657,661	850	656,811
	技 術 部 長	160	52.0	692,744	345	692,399
	事 務 部 次 長	34	51.5	650,699	0	650,699
	技 術 部 次 長	12	52.4	697,805	247	697,558
	事 務 課 長	290	49.1	563,541	3,900	559,641
	技 術 課 長	442	46.8	565,640	3,159	562,481
	事 務 課 長 代 理	110	45.3	513,871	4,456	509,415
	技 術 課 長 代 理	160	45.8	543,871	2,112	541,759
	事 務 係 長	336	46.7	486,877	57,358	429,519
	技 術 係 長	481	44.6	493,662	66,636	427,026
	事 務 主 任	195	40.6	424,826	64,581	360,245
	技 術 主 任	297	41.8	466,417	96,974	369,443
事 務 係 員	1,028	33.9	310,658	42,276	268,382	
技 術 係 員	893	31.9	340,499	70,126	270,373	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 8 級, 9 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 7 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級（一部）, 4 級
	行政職給料表 3 級（一部は上記の 3 級）
	行政職給料表 1 級, 2 級

3 規模100人以上500人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	X	X	X	X
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	51	52.3	530,500	1,065	529,435
	技 術 部 長	25	52.1	553,427	686	552,741
	事 務 部 次 長	10	54.4	532,775	0	532,775
	技 術 部 次 長	2	X	X	X	X
	事 務 課 長	118	49.6	480,184	1,701	478,483
	技 術 課 長	88	49.4	479,163	11,869	467,294
	事 務 課 長 代 理	24	45.0	377,075	4,887	372,188
	技 術 課 長 代 理	23	44.5	428,405	50,384	378,021
	事 務 係 長	209	43.8	411,389	34,114	377,275
	技 術 係 長	67	43.7	412,647	59,274	353,373
	事 務 主 任	137	40.8	373,335	63,336	309,999
	技 術 主 任	71	41.7	386,437	68,136	318,301
	事 務 係 員	655	35.1	289,028	37,345	251,683
技 術 係 員	313	35.8	331,075	53,193	277,882	

(注) 「X」で表記しているのは、調査実人員が2人以下の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 7 級, 8 級</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級, 6 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職</p>	
<p>課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級（一部）, 4 級</p>
	<p>行政職給料表 3 級（一部は上記の 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級, 2 級</p>

4 規模100人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	12	52.7	460,620	0	460,620
	技 術 部 長	9	58.1	439,671	3,679	435,992
	事 務 部 次 長	2	X	X	X	X
	技 術 部 次 長	2	X	X	X	X
	事 務 課 長	15	50.7	404,904	16,225	388,679
	技 術 課 長	31	48.9	424,225	4,692	419,533
	事 務 課 長 代 理	8	51.3	399,101	66,668	332,433
	技 術 課 長 代 理	13	47.6	388,293	39,749	348,544
	事 務 係 長	21	41.5	359,999	71,414	288,585
	技 術 係 長	40	45.0	395,136	48,551	346,585
	事 務 主 任	36	42.1	298,810	41,548	257,262
	技 術 主 任	46	44.0	338,597	61,558	277,039
	事 務 係 員	181	38.1	257,439	37,643	219,796
技 術 係 員	157	35.5	300,512	47,814	252,698	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 7 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級（一部）、4 級
	行政職給料表 3 級（一部は上記の 3 級）
	行政職給料表 1 級, 2 級

その2 公民給与比較の対象外職種

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	2 ^人	X ^歳	X ^円	X ^円	X ^円
	研究部(課)長	82	46.8	654,177	3,545	650,632
	研究室(係)長	33	40.1	475,159	18,005	457,154
	主任研究員	166	45.8	576,372	25,119	551,253
	研 究 員	225	33.2	395,047	49,376	345,671
	研究補助員	5	31.1	277,998	40,114	237,884
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X
	副 院 長	9	55.3	1,408,555	76,731	1,331,824
	医 科 長	25	44.2	1,249,222	253,851	995,371
	医 師	21	35.6	991,923	156,871	835,052
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X
	薬 局 長	3	49.8	565,914	25,467	540,447
	薬 剤 師	30	35.9	381,318	43,480	337,838
	診療放射線技師	32	42.1	488,713	69,477	419,236
	臨床検査技師	41	42.6	430,808	43,125	387,683
	栄 養 士	20	43.9	342,479	19,864	322,615
	理学療法士	26	28.0	303,918	27,969	275,949
	作業療法士	17	27.8	288,414	23,268	265,146
	総看護師長	5	49.9	497,958	13,800	484,158
	看護師長	65	47.0	456,130	23,372	432,758
	看護 師	147	32.5	338,865	52,980	285,885
准看護 師	110	44.5	321,973	46,235	275,738	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	-	-	-	-	-
	大学教授	-	-	-	-	-
	大学准教授	-	-	-	-	-
	大学講師	-	-	-	-	-
	大学助教	-	-	-	-	-
	大学助手	-	-	-	-	-
	高等学校校長	2	X	X	X	X
	高等学校教頭	12	58.2	631,312	0	631,312
	高等学校教諭	101	43.1	457,599	108	457,491

第15表 民間における昇給制度の状況

		昇給制度あり				昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	計	88.5	31.8	84.9	37.8	11.5
	500人以上	98.1	25.3	90.8	48.0	1.9
	100人以上 500人未満	88.5	42.0	74.1	36.1	11.5
	100人未満	75.7	25.9	92.6	22.2	24.3
課 長 級	計	75.7	26.9	84.0	33.7	24.3
	500人以上	73.2	19.7	87.6	44.1	26.8
	100人以上 500人未満	81.7	32.4	76.2	35.3	18.3
	100人未満	70.3	28.0	92.0	16.0	29.7

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における住宅手当の支給状況

	事 業 所 割 合
	%
支 給	63.1
非 支 給	36.9
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	課 長 級		係 員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規 模 計	48.6%	51.4%	55.8%	44.2%
500人以上	44.7	55.3	58.0	42.0
100人以上500人未満	57.3	42.7	61.3	38.7
100人未満	40.0	60.0	44.3	55.7

第18表 民間における所定労働時間の状況

	1 日単位	1 週間単位
平均所定労働時間数	7:46 時間：分	39:03 時間：分

(注) 平均所定労働時間数は、事務・管理部門の所定労働時間である。